

国会議員関係政治団体の定義・届出

「国会議員関係政治団体」とは・・・

〔平成20年10月1日から適用されます。既存の政治団体で国会議員関係政治団体に該当する場合等は平成20年12月31日までに届出が必要です。〕

以下の①②の政治団体（但し、政党、政治資金団体及びいわゆる政策研究団体以外）及び③です。

- ① 国会議員・候補者（候補者となろうとする者を含む。）が代表者である資金管理団体その他の政治団体（1号団体）
- ② 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）（※）
- ③ 政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるものは、1号団体とみなされます（みなし1号団体）

（※）2号団体に該当する政治団体があるときは、**国会議員・候補者は、あらかじめ、国会議員関係政治団体に該当するため設立届又は異動届をする必要がある旨を当該政治団体に通知**することが必要です。

■ **国会議員関係政治団体を新設した場合**

→ **設立届(法第6条第1項)を提出**します。

■ **既存の政治団体が国会議員関係政治団体に該当した場合**

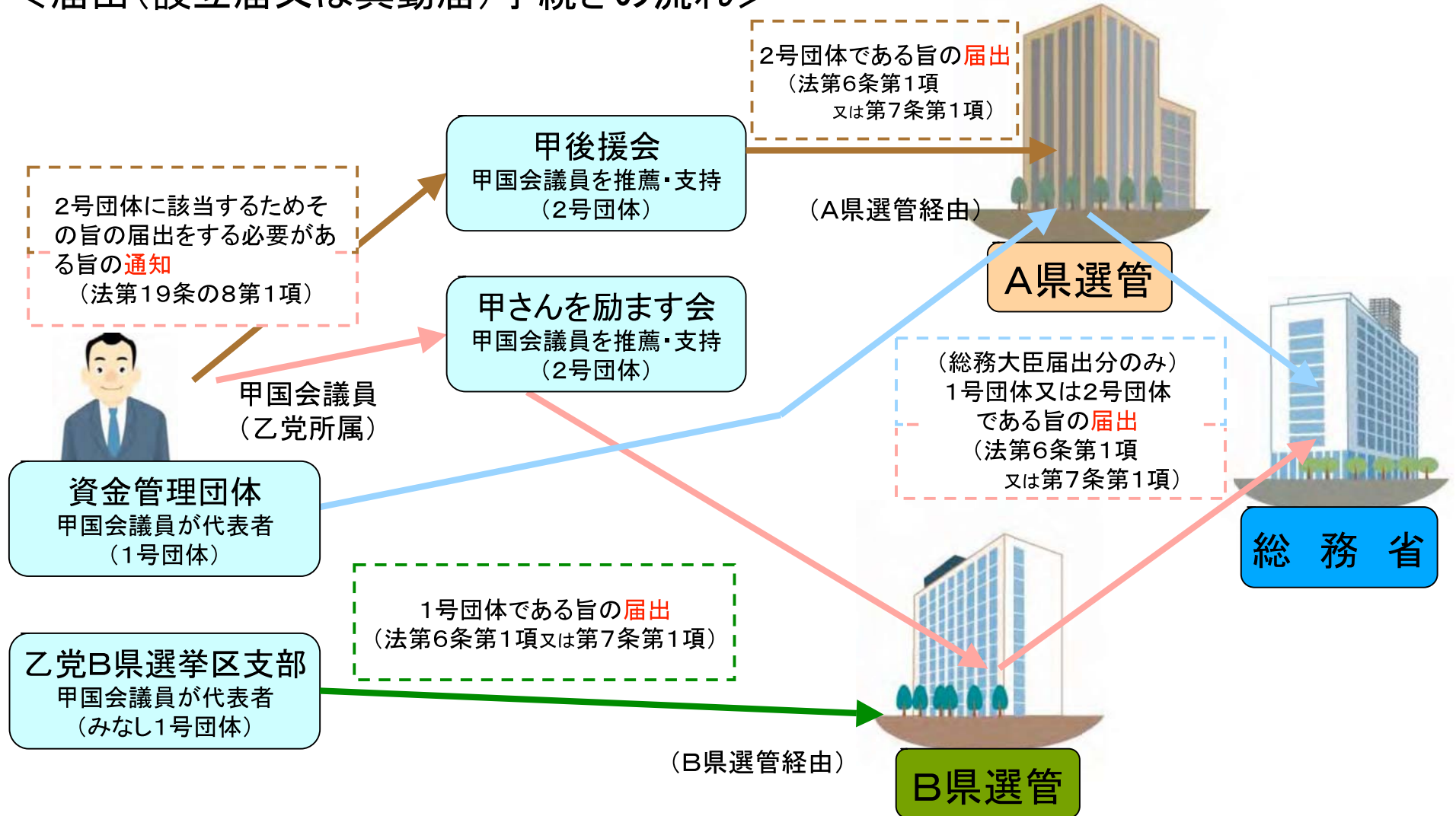
→ **異動届(法第7条第1項)を提出**します。

- 政治団体を設立した旨
 - 政治団体の目的・名称・主たる事務所の所在地・主たる活動区域
 - 政治団体の代表者等の氏名・住所・生年月日・選任年月日
 - 1号団体であるときは、その旨及び代表者の公職の種類
 - 2号団体であるときは、その旨、当該団体が推薦等をする国会議員・候補者の氏名、その国会議員・候補者の公職の種類
- 【届出事項：第1号様式】

- 1号団体に該当したときは、その旨及び代表者の公職の種類
 - 2号団体に該当したときは、その旨、当該団体が推薦等をする国会議員・候補者の氏名、その国会議員・候補者の公職の種類
- 【届出事項：第4号様式】

（※下線箇所は今回の法改正により設けられたものです。）

<届出(設立届又は異動届)手続きの流れ>



※届出先は従前どおりです。

- ・ 1つの都道府県の区域において主として活動を行う政治団体 → 主たる事務所がある都道府県選管
- ・ 2以上の都道府県の区域にわたって主として活動を行う政治団体 → 総務大臣 (主たる事務所がある都道府県選管経由)

※届出があったときは、都道府県選管又は総務大臣において、公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により一定の事項を公表します (法第7条の2第1項)。